

林業就業促進資金のご案内

	貸付対象経費	貸付限度額	償還期間
就業 研修 資金	次に掲げる研修を受けるのに必要な費用		新規就業者 20年以内 (据置期間4年以内を含む) 認定事業主 13年以内 (据置期間4年以内を含む) ※貸付金額による長短あり
	林業労働力確保支援センターにおける研修 受講料、宿泊滞在費、大型特殊免許・架線主任者免許等森林施業に従事するのに必要な免許取得費、実習用具費、実習教材費等	研修期間 7月未満 新規就業者 15万円/月 (総額90万円) 認定事業主 12万円/月 (総額72万円) 研修期間 7月以上1年以内 新規就業者 9万円/月 (総額108万円) 認定事業主 7.2万円/月 (総額86万円)	
	林家等における研修 実践研修に必要な渡航費又は旅費、現地研修費、図書・参考文献費、語学研修費、滞在費等	新規就業者 15万円/月 (総額180万円) 認定事業主 12万円/月 (総額144万円)	
就業 準備 資金	林業短期大学校等における研修 授業料、教科書・教材費、視察研修費、実習用具費、大型特殊免許・架線主任者免許等森林施業に従事するのに必要な免許取得費、宿泊費等	新規就業者 5万円/月 (総額60万円) 認定事業主 4万円/月 (総額48万円)	
	次に掲げる就業の準備活動等に必要な費用 就業の準備を行うのに必要な就業先調査費、林業体験活動旅費、滞在費、地域林業者等との交流会費、林業作業用具、移転費用、図書・参考文献費、連絡通信費等	新規就業者 150万円 認定事業主 120万円/人	

認定事業主：「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条の規定により「雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画」を作成し、知事の認定を受けた事業主。

【お問合せ先】 (公財) 兵庫県営林緑化労働基金 神戸市中央区中山手通7-28-33 (県立産業会館内) 電話・FAX：078-361-8010